

岐阜県不妊症・不育症支援検討会設置要綱

(目的)

第1条 不妊症や不育症に悩む方への支援のあり方を検討することを目的として、岐阜県不妊症・不育症支援検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を聴取する。

- (1) 不妊症や不育症に悩む方への心理的社会的支援のあり方に関する事項。
- (2) 不妊症や不育症患者への里親・養子縁組制度の紹介等に関する事項。
- (3) その他、不妊症・不育症の方への支援に関し必要な事項。

(構成員)

第3条 検討会の委員は、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 不妊治療・不育症治療に関する学識経験を有する者
- (2) 県医師会及び県産婦人科医会等関係者
- (3) 県不妊相談センター相談医師及び不妊専門相談員
- (4) 里親・養子縁組制度に関する知見を有する者
- (5) その他必要な知見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 検討会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて検討会に出席し、意見を述べることができる。

(検討会)

第7条 検討会は、必要に応じて県が招集する。

(秘密の保持)

第8条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 検討会の事務は、健康福祉部子ども・女性局子育て支援課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。